

三鷹市における平和施策の推進に関する条例の 一部を改正する条例(案)(骨子)のパブリックコメントを実施します

戦後 80 年を迎え、改めて三鷹市における平和施策の推進に関する条例（平成 4 年三鷹市条例第 15 号）の前文に掲げる「平和を愛する心の輪を世界に広げ、人々が共に生き、手をつなぎ、助け合う社会を築くため、草の根の広がりのある平和を進める」という視点の重要性が増しています。

今後の三鷹市における中長期的な平和施策の取組の方向性を示し、戦争の記憶と戦禍を二度と繰り返してはいけない思いを次世代に引き継いでいくため、条例の一部改正を検討しております。

この度、条例改正に向けた基本的な考え方を確定し、条例改正（案）の骨子を作成しましたので、皆さまからの率直なご意見をお寄せください。

意見の提出方法

実施期間：令和 7 年 12 月 17 日（水）から令和 8 年 1 月 14 日（水）まで

必要事項：①条例改正（案）骨子へのご意見、②住所、③氏名、④電話番号（意見入力フォームの場合はメールアドレス）を記入し、意見入力フォーム、電子メール、郵送、ファクス、または直接持参により、三鷹市企画部企画経営課へ提出してください。

※ 団体の場合は、所在地、団体名、代表者の氏名、電話番号を記入してください。

※ ご意見への個別の回答は行いません。



1 意見入力フォーム

右の QR コードをスマートフォン等で読み取り、
意見入力フォームから必要事項を入力して送信してください。

URL : <https://logoform.jp/form/ejBZ/1325598>

2 電子メール

企画経営課（kikaku@city.mitaka.lg.jp）へ、必要事項を記入して送信してください。
(件名を「平和条例パブコメ意見提出」として下さい。)

3 郵送

〒181-8555 三鷹市企画経営課平和・人権・国際化推進係 宛て

4 ファクス

0422-29-9279

お問い合わせ



三鷹市企画部企画経営課平和・人権・国際化推進係

電話：0422-29-9032

FAX：0422-29-9279

メール：kikaku@city.mitaka.lg.jp